

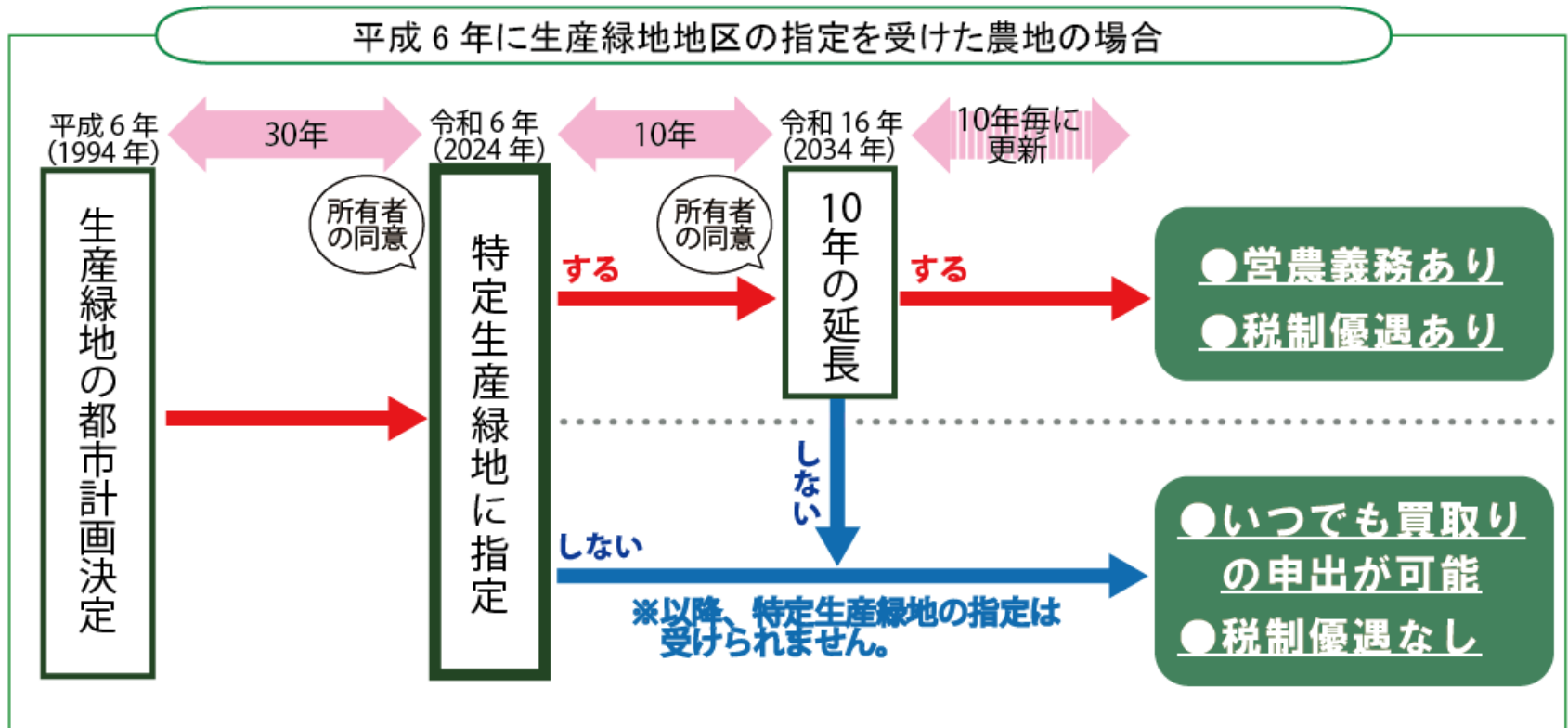
# 諮問事項

## 特定生産緑地の指定

# 特定生産緑地制度とは

生産緑地は、都市計画決定から30年が経過する申出基準日以後、いつでも買取り申出をすることができるようになる

→申出基準日より前に特定生産緑地として指定し、買取りの申出が可能となる期日を10年延期する制度

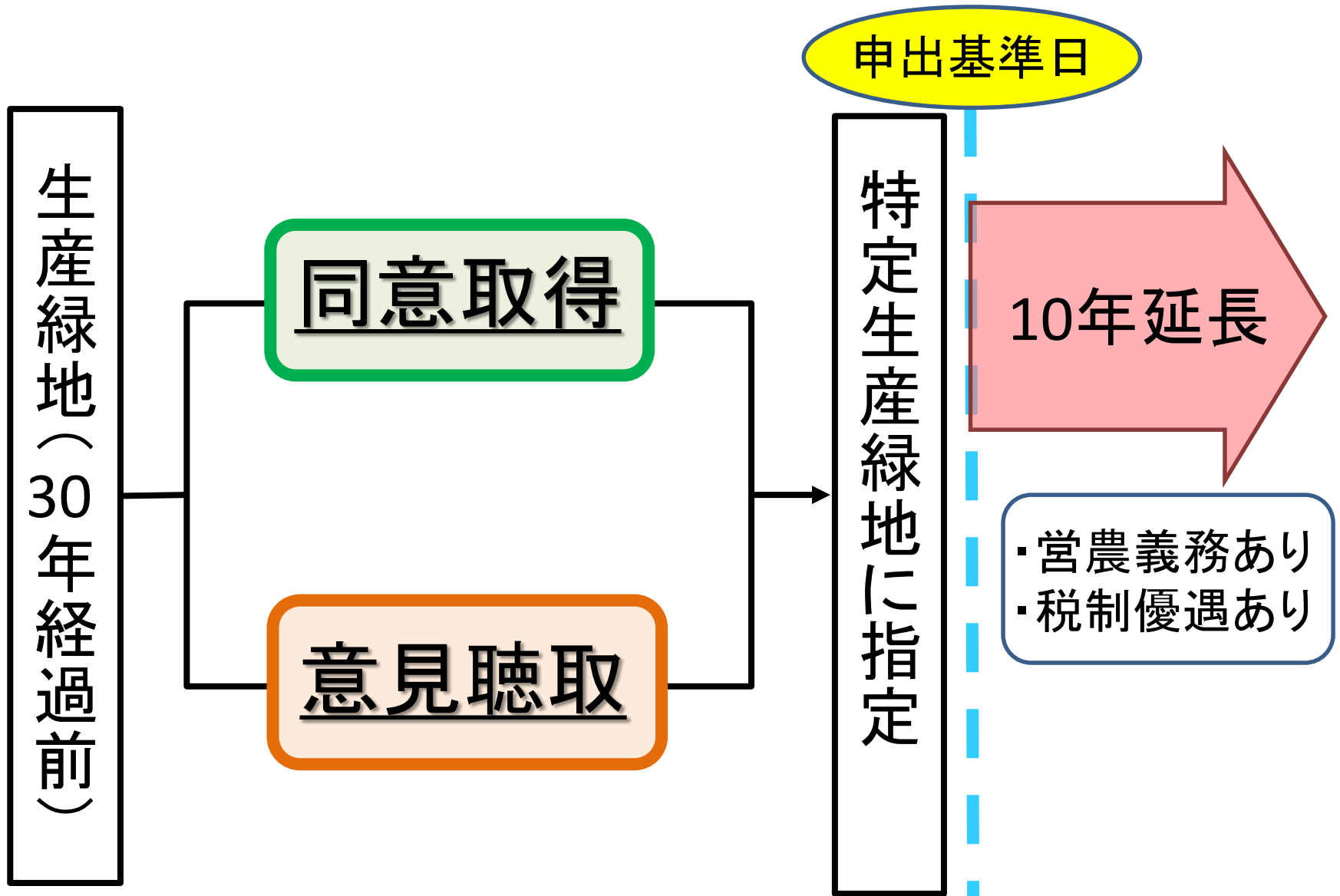


# 特定生産緑地制度とは

	生産緑地			生産緑地以外の農地
区分	生産緑地 (30年経過前) [A]	特定生産緑地 [B]	生産緑地 (30年経過後) [C]	
固定資産税の課税	農地評価 農地課税		宅地並み評価 宅地並み課税 5年間激変緩和措置	宅地並み評価 宅地並み課税
相続税の納税猶予	納税猶予あり（終身営農で免除）		納税猶予なし 現世代の納税猶予のみ 終身営農で免除	納税猶予なし
買取りの申出	主たる農業従事者の死亡・故障を事由に可能		いつでも可能	
制限	30年間 建築制限あり	10年間 建築制限あり	買取り申出可能 建築制限あり	特になし

農地等としての管理義務あり

# 特定生産緑地の指定



# 特定生産緑地の指定手続き

2023年度に、1994年に当初指定を受けた生産緑地所有者に指定意向の確認を行い、指定意向がある生産緑地について、現況確認および、農地等利害関係人(土地所有者・納税猶予にかかる税務署等)の同意取得を行った。

このたび、都市計画審議会の意見聴取を行う。

2023年度意向調査  
「指定意向あり」



農地等利害関係人  
の同意取得および  
現況確認

## 生産緑地法 第10条の2第3項(抜粋)

(特定生産緑地の指定)

第十条の二

3 市町村長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該生産緑地に係る農地等利害関係人の同意を得るとともに、市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

# 特定生産緑地の追加指定

1994年12月11日に当初指定があり、農地等利害関係人の同意書の提出があったもの。

生産緑地 地区名称	位置 (代表地番)	特定生産緑地 指定面積(ha)	当初指定日	申出基準日
北別府31	西区北別府1-11-1	0.20	1994年12月11日	2024年12月11日
北別府32	西区北別府1-23-1	0.13	1994年12月11日	2024年12月11日
北別府33	西区北別府1-7-2	0.20	1994年12月11日	2024年12月11日

# 特定生産緑地の追加指定

